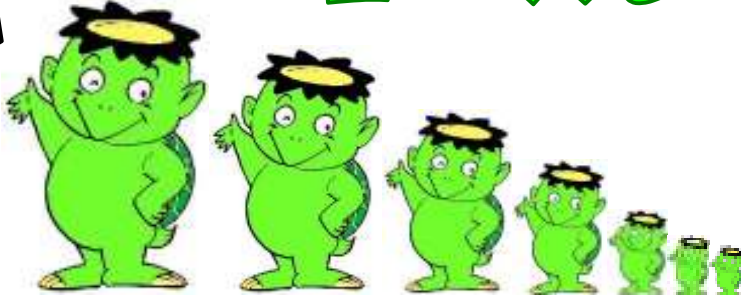


くるめクリーンパートナー 第4号 くるめクリーンパートナー ニュースレター



発行：久留米市環境政策推進課
発行日：平成17年3月1日

～ はじめに ～

朝晩の冷え込みがまだまだ厳しい時期ではありますが、会員の皆さんにおかれましては、地域の環境美化に努めていただき、事務局一同厚く御礼申し上げます。

さて、「くるめクリーンパートナー」事業が始まって3年目となる今年度も間もなく終わろうとしておりますが、先月末までの活動登録数は、167の団体・個人となり、その人数は5,293人になりました。

先月の2月5日には、田主丸町、北野町、城島町、三潞町と合併し、新久留米市が誕生しました。面積は今までの倍近い約230km²となり、今まで以上に水と緑のあふれる都市になりました。

これからもこの美しい風景や美しい街並みを守っていくために、会員のみなさんをはじめ、市民の皆さんと協力しながら環境美化に努めていきたいと事務局一同新たな気持ちで頑張っていきたいと思っておりますので、みなさんもこれまでどおりのご協力をお願いいたします。

☆活動報告の時期です！☆

「くるめクリーンパートナー」事業は、毎年4月から3月までの年度ごとに活動

を集約させていただいておりますが、今年度も皆さんの1年間の活動実績をご報告いただく時期がやってきました。

1年間の活動を振り返って、今

年度1年間の活動の実績とともに、活動に際して、工夫されてきたこと、ご苦労されたこと、市への要望など色々なご意見をお聞かせいただき、来年度以降の活動につなげていきたいと考えております。

提出いただく報告書について、以下の記入方法やその他報告していただきたい点を、ご一読の上ご記入いただき、3月18日（金）までに事務局までご郵送いただきたいと思っております。



☆ 活動報告書について



この書類は、みなさん全員から必ず提出していただく必要のある書類です。

以下項目ごとに記入の方法を説明します。

①日付

活動報告書を記入された日付をご記入ください。

②氏名又は団体の名称・住所又は団体の所在地

登録していただいているものをご記入ください。ただし、団体名や住所が変更になっている場合には、新しいものをご記入ください。

③活動区域

1年間活動をされた区域を簡潔にご記入ください。当初届出時（合意書に添付している活動範囲を明示した地図）と変更がある場合には、その旨をご記入ください。

④活動内容

A 活動回数

月ごとに何回活動されたかを記入していただき、その合計数を年間の欄にご記入ください。なお、3月分については、活動予定回数でご記入ください。もし提出後に回数に増減があった際には、後日事務局までご連絡いただければ結構です。

B 1回あたりの活動者数

1回の活動人数をご記入ください。回毎にばらつきがある場合には、平均の数字（概ねで結構です。）をご記入ください。

C ボランティアごみ袋使用枚数

年間で使用された枚数を概ねで結構ですのご記入ください。活動される際にペットボトルや缶・ビン等資源物の収集に使用された枚数も含めていただいて結構です。

⑤意見・要望等

活動に際してのご意見ご感想、届出の内容に変更がある旨や市に対しての要望等、忌憚のない意見をご自由にご記入ください。また、消耗や破損、活動者数の増加等で、軍手、帽子、ほうき、ごみ袋等の清掃用具に不足が生じている場合は、必要な物と必要な数をご記入ください（後日お届けいたします。）。なお、この欄に入りきれない場合は、別用紙若しくは裏面をご利用いただいて結構です。

⑥その他

代表者が代わられたところについては、「意見・要望欄」に新代表者の連絡先をご記入ください。

また、活動区域が当初合意締結時と変更が生じている方については、後日改めて活動区域を確認させていただきます。場合によっては、合意書の差し替えの必要が生じますので、お手元にある「合意書」（クリーム色の厚紙）に添付してある活動区域図（地図上に赤で活動区域を表示したもの）をもう一度ご確認の上、「活動区域が拡大（縮小、変更）している」旨をご記入ください（余白で構いません。）。

以上記入要領についてご説明しました

が、ご不明な点がありましたら、事務局までお気軽にお問合せください。



なお、この報告書の内容を基に、保険料の支払や集計結果のみなさんへの報告を行います。事務局の集計作業もありますので、前にも書きましたが、**3月18日（金）までにご郵送**いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、今回の活動報告書は、昨年度の報告時に「一時休止」と記入された方にも送付させていただいております。体調その他の理由で活動を辞退されたい方がいらっしゃれば、別の届けが必要となりますので、個別にご連絡いただくか、活動報告書にその旨ご記入ください。

♪♪♪ 環境コラム ♪♪♪ ～京都議定書って？～

昨年から頻繁にマスコミに登場している「京都議定書」ってご存知ですか？

1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」で採択された、二酸化炭素をはじめとする6種類の温室効果ガスの排出削減義務を国ごとに定めた議定書のことです。

基準年を1990年とし、2008～2012年の間に温室効果ガスを削減することにより地球温暖化を食い止めようとする国際的な目標です。

発効には、批准した先進国の二酸化炭素排出量が基準年の55%以上が必要ですが、アメリカなどが離脱するなど、なかなか発効しない状態にありましたが、昨年11月にロシアが批准したことで、

今年2月16日に発効しました。

現在の日本の状況は、基準年比で8%増加していると言われておりますから、あと7年余りで14%の削減が必要となります。今のところ自力での達成は困難であり、他の国から排出量を買収することで目標を達成するしかないとも言われています。

ちなみに分野別に見ていくと、石油、化学、自動車などの産業部門では既に達成しているところも多いようですが、私たちの日常生活では、基準年比30%近くになっているそうです。

原因は電化製品の大型化など色々あると思います。「世界的な話はよくわからない」とはいつても、家庭でできる省エネやリサイクルはたくさんあります。「もうすでにやってるよ!」と言われる方もいらっしゃると思いますが、もう一度自分の生活を省みて、むだな電気や水を減らしたり、車の使用を控えたり、少しでも地球にやさしい生活を送ることを考えてみませんか？

➤ 事務局からのお知らせ ◀

今年度から発行を開始しております本誌ですが、会員の皆様より暖かい励ましや貴重なご意見等様々な反響をいただき、事務局一同大変感謝いたしております。

来年度も美しいまちづくりを目指して、みなさんと一緒に頑張っていきたいと思っております。



この環境美化ボランティア活動（全国的には「アダプトプログラム」と呼ばれています。）も、久留米市が始めた平成14年

には104の自治体が導入し、約14万人の活動者でしたが、平成16年には、190の自治体が導入し、活動者は33万人と飛躍的な広がりを見せています。

「自分のためにごみ拾いをしている」方、「グループのコミュニケーションの手段として活動している」方、「地域への貢

献のために活動している」方……動機は色々あると思いますが、「自分の住んでいるまちをきれいにしたい!」という思いは同じだと思います。これからも「自分にできること」を続けていただき、活動の輪を広げていただきたいと思います。

このニュースレターは、くるめクリーンパートナー事業や、環境美化活動に参加されているみなさんの情報交換や交流の場などになることを目指しています。

今後のニュースレターでは、みなさんの活動状況や活動に対する思いなどを紹介していきたいと思います。

ご意見、ご要望、情報などをお寄せいただくことで、よりよい紙面づくりをしていきたいと思いますのでご協力をお願いします。



発行元：久留米市環境部環境政策推進課

〒830-8520 久留米市城南町15-3

Tel: 0942-30-9146

Fax: 0942-30-9715

e-mail: kansei@city.kurume.fukuoka.jp